

令和4年大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 知事は、大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和4年大阪府規則第3号。以下「規則」という。）第13条に基づき、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項、第31条の6第1項及び第45条第2項の要請（以下「要請」という。）に応じて営業時間の短縮等を行った事業者の事業の継続に資すること及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とした、大阪府営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(要請期間等)

第2条 規則第2条に定める要請期間は、次の表の左欄に掲げる協力金の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。

協力金の区分	要請期間
第10期協力金 (その1)	令和4年1月27日から同年2月20日まで
第10期協力金 (その2)	令和4年2月21日から同年3月6日まで
第11期協力金	令和4年3月7日から同年3月21日まで

2 規則第2条第1号ニに定める措置は、次の表の左欄に掲げる協力金の区分に応じ、同表の右欄に掲げる措置とする。

協力金の区分	措置
第10期協力金 (その1)	第1号から第4号までのいずれかの措置を講じるとともに、第5号の措置を講じたこと。
第10期協力金 (その2)	1 感染防止認証ゴールドステッカーの交付に係る認証を受けていた申請施設（以下「ゴールドステッカー認証施設」という。）における飲食をさせる役務の提供に係る営業（以下「飲食提供営業」という。）の時間を午前5時から午後9時までの間に短縮し、酒類の提供（申請施設以外の場所で購入した酒類を飲用する場所の提供を含む。以下同じ。）を行う場合にあっては、その提供を午前11時から午後8時30分までの間とし、及び飲食を共にする人数を4人以内に制限したこと。ただし、知事が定める方法により登録を行ったうえ、飲食を共にする者全員の新型コロナウイルス感染症への感染に関する検査（以下「対象者全員検査」という。）の結果が陰性であることを確認した場合は、飲食を共にする人数を5人以上とすることができる。
第11期協力金	2 ゴールドステッカー認証施設における飲食提供営業の時間を午前

	<p>5時から午後8時までの間に短縮し、酒類の提供を行わず、及び飲食を共にする人数を4人以内に制限したこと。ただし、知事が定める方法により登録を行ったうえ、対象者全員検査の結果が陰性であることを確認した場合は、飲食を共にする人数を5人以上とすることができる。</p> <p>3 申請施設（ゴールドステッカー認証施設を除く。）における飲食提供営業の時間を午前5時から午後8時までの間に短縮し、酒類の提供を行わず、同時に5人以上の入店案内を行わず、及び飲食を共にする人数を4人以内に制限したこと。</p> <p>4 直ちに飲食提供営業を開始することができる状態で休業すること。</p> <p>5 感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、次の(1)から(5)までに掲げる申請施設の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日までに申請施設に感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証ゴールドステッカーを掲示していたこと。</p> <p>(1) 規則第3条第1号に掲げる区分に係る申請施設（(3)に掲げる申請施設を除く。） 要請期間の初日</p> <p>(2) 規則第3条第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日</p> <p>(3) 要請期間の初日から末日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は要請期間の末日の翌日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日</p> <p>(4) 規則第3条第3号に掲げる区分に係る申請施設（(5)に掲げる申請施設を除く。） 申請施設において事業を開始した日</p> <p>(5) 要請期間の初日の翌日から末日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から要請期間の末日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日又は申請施設の営業再開日のいずれか早い日</p>
--	---

3 規則第2条第2号ニに定める日は、第4条第3項の表中、左欄に掲げる協力金の区分に応じ同表の右欄に掲げる期日から起算して1月を経過した日（要請と連続して別の要請が行われている場合で、当該別の要請に係る協力金の支給が行われる場合にあっては、当該別の要請の区分に応じて定める期日から起算して1月を経過した日）とする。

（支給単価）

第3条 規則第3条第1号に定める支給単価は、次の表の左欄に掲げる協力金の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

協力金の区分	額
第10期協力金	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額

<p>(その1) 第10期協力金 (その2)</p>	<p>1 第2条第2項の表の第10期協力金(その1)の措置の欄中第1号に定める措置を講じた場合 次のイ又はロに定める額</p> <p>イ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者及び会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社以外の法人その他の団体でその営む主たる事業について中小企業基本法第2条第1項各号に規定する事業に応じ、常時使用する従業員、職員又は使用人の数が当該各号に規定する数以下のもの(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第27条の4第25項各号に掲げる法人を除く。以下「中小企業等」という。) (1)又は(2)に掲げる額のうち事業者が選択する額</p> <p>(1) 次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める額</p> <p>① 次のⅠからⅢまでに掲げる場合 25,000円</p> <p>Ⅰ 次のi)からiii)の期間における飲食提供営業に係る売上額として次項に定めるところにより算出した額を当該期間の日数で除した額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額)(以下「第10期(その1)1日当たり売上額」という。)が83,333円以下である場合</p> <p>i) 事業開始日が令和3年1月31日以前である事業者 平成31年2月、令和2年2月又は令和3年2月</p> <p>ii) 事業開始日が令和3年2月1日から令和4年1月31日までである事業者 事業開始日の属する月から令和4年1月までのいずれかの月又は事業開始日から令和4年1月31日までの全ての期間</p> <p>iii) その他i)又はii)に相当すると知事が認める期間</p> <p>Ⅱ 第10期(その1)1日当たり売上額の算定に必要な資料として第3項に定めるものの提出ができない場合</p> <p>Ⅲ 令和4年2月1日以後に申請施設において事業を開始した場合</p> <p>② 第10期(その1)1日当たり売上額が83,333円を超え250,000円未満である場合 第10期(その1)1日当たり売上額に100分の30を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた額)</p> <p>③ 第10期(その1)1日当たり売上額が250,000円以上である場合 75,000円</p> <p>(2) 次の①から③までに掲げる額のうち最も少ない額</p> <p>① 第10期(その1)1日当たり売上額から令和4年2月における飲食提供営業に係る売上額を28で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた</p>
------------------------------------	--

	<p>額)を控除して得た額に100分の40を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた額)</p> <p>② 第10期(その1)1日当たり売上額に100分の30を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた額)</p> <p>③ 200,000円</p> <p>ロ 中小企業等以外の者 イ(2)に掲げる額</p> <p>2 第2条第2項の表の第10期協力金(その1)の措置の欄中第2号又は第3号に定める措置を講じた場合(要請期間中1日以上同欄中第1号に定める措置を講じた場合を除く。) 次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額</p> <p>イ 中小企業等 (1)又は(2)に掲げる額のうち事業者が選択する額</p> <p>(1) 次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める額</p> <p>① 次のⅠからⅢまでに掲げる場合 30,000円</p> <p>Ⅰ 第10期(その1)1日当たり売上額が75,000円以下である場合</p> <p>Ⅱ 第10期(その1)1日当たり売上額の算定に必要な資料として第3項に定めるものの提出ができない場合</p> <p>Ⅲ 令和4年2月1日以後に申請施設において事業を開始した場合</p> <p>② 第10期(その1)1日当たり売上額が75,000円を超え250,000円未満である場合 第10期(その1)1日当たり売上額に100分の40を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた額)</p> <p>③ 第10期(その1)1日当たり売上額が250,000円以上である場合 100,000円</p> <p>(2) 次の①又は②に掲げる額のうちいずれか少ない額</p> <p>① 第10期(その1)1日当たり売上額から令和4年2月における飲食提供営業に係る売上額を28で除して得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額)を控除して得た額に100分の40を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた額)</p> <p>② 200,000円</p> <p>ロ 中小企業等以外の者 イ(2)に掲げる額</p>
第11期協力金	<p>次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額</p> <p>1 第2条第2項の表の第11期協力金の措置の欄中第1号に定める</p>

	<p>措置を講じた場合 次のイ又はロに定める額</p> <p>イ 中小企業等 (1)又は(2)に掲げる額のうち事業者が選択する額</p> <p>(1) 次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める額</p> <p>① 次のⅠからⅢまでに掲げる場合 25,000 円</p> <p>Ⅰ 次の i) から iii) の期間における飲食提供営業に係る売上額として次項に定めるところにより算出した額を当該期間の日数で除した額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げた額）（以下「第 11 期 1 日当たり売上額」という。）が 83,333 円以下である場合</p> <p>i) 事業開始日が令和 3 年 2 月 28 日以前である事業者 平成 31 年 3 月、令和 2 年 3 月又は令和 3 年 3 月</p> <p>ii) 事業開始日が令和 3 年 3 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までである事業者 事業開始日の属する月から令和 4 年 2 月までのいずれかの月又は事業開始日から令和 4 年 2 月 28 日までの全ての期間</p> <p>iii) その他 i) 又は ii) に相当すると知事が認める期間</p> <p>Ⅱ 第 11 期 1 日当たり売上額の算定に必要な資料として第 3 項に定めるものの提出ができない場合</p> <p>Ⅲ 令和 4 年 3 月 1 日以後に申請施設において事業を開始した場合</p> <p>② 第 11 期 1 日当たり売上額が 83,333 円を超え 250,000 円未満である場合 第 11 期 1 日当たり売上額に 100 分の 30 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを 1,000 円に切り上げた額）</p> <p>③ 第 11 期 1 日当たり売上額が 250,000 円以上である場合 75,000 円</p> <p>(2) 次の①から③までに掲げる額のうち最も少ない額</p> <p>① 第 11 期 1 日当たり売上額から令和 4 年 3 月における飲食提供営業に係る売上額を 31 で除して得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げた額）を控除して得た額に 100 分の 40 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを 1,000 円に切り上げた額）</p> <p>② 第 11 期 1 日当たり売上額に 100 分の 30 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを 1,000 円に切り上げた額）</p> <p>③ 200,000 円</p> <p>ロ 中小企業等以外の者 イ(2)に掲げる額</p> <p>2 第 2 条第 2 項の表の第 11 期協力金の措置の欄中第 2 号又は第 3</p>
--	--

	<p>号に定める措置を講じた場合（要請期間中1日以上同欄中第1号に定める措置を講じた場合を除く。） 次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額</p> <p>イ 中小企業等 (1)又は(2)に掲げる額のうち事業者が選択する額</p> <p>(1) 次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める額</p> <p>① 次のⅠからⅢまでに掲げる場合 30,000円</p> <p>Ⅰ 第11期1日当たり売上額が75,000円以下である場合</p> <p>Ⅱ 第11期1日当たり売上額の算定に必要な資料として第3項に定めるものの提出ができない場合</p> <p>Ⅲ 令和4年3月1日以後に申請施設において事業を開始した場合</p> <p>② 第11期1日当たり売上額が75,000円を超え250,000円未満である場合 第11期1日当たり売上額に100分の40を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた額）</p> <p>③ 第11期1日当たり売上額が250,000円以上である場合 100,000円</p> <p>(2) 次の①又は②に掲げる額のうちいずれか少ない額</p> <p>① 第11期1日当たり売上額から令和4年3月における飲食提供営業に係る売上額を31で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額に100分の40を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げた額）</p> <p>② 200,000円</p> <p>ロ 中小企業等以外の者 イ(2)に掲げる額</p>
--	--

2 前項の表中、飲食提供営業に係る売上額として算出した額とは、次の各号に掲げるとおりとする。但し、第1号から第3号の各号においては、当該額に消費税及び地方消費税相当額、申請施設以外の施設に係る額並びに飲食提供営業以外の額が含まれる場合は、これを除く。

- 一 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書に添付する法人事業概況説明書の「月別売上（収入）金額」の額に含まれる額
- 二 所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の事業欄の額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
- 三 前2号の確定申告書による確定申告していない法人については、イからハの額の根拠となる月別売上（収入）金額の額
- イ 活動計算書又は正味財産増減計算書の経常収益
- ロ 事業活動収支計算書の教育活動収支及び教育活動外収支
- ハ 事業活動計算書のサービス活動増減の部の収益及びサービス活動外増減の部の収益

四 各号に規定する額のほか、これらに相当すると知事が認める額

- 3 第1項の表中、売上額の算定に必要な資料として別に定めるものは、前項第1号から第3号に規定する書類その他これらに相当すると知事が認める書類とする。

(協力金の支給の申請等)

第4条 規則第4条に定める書類は、次の表の左欄に掲げる協力金の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

協力金の区分	書類
第10期協力金 (その1)	イ 第10期 飲食店等に対する営業時間短縮協力金支給申請書(様式第1-1-1号)
第10期協力金 (その2)	ロ 第10期 飲食店等に対する営業時間短縮協力金支給要件確認書(様式第1-1-2号) ハ 誓約・同意書(様式第1-1-3号) ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
第11期協力金	イ 第11期 飲食店等に対する営業時間短縮協力金支給申請書(様式第1-2-1号) ロ 第11期 飲食店等に対する営業時間短縮協力金支給要件確認書(様式第1-2-2号) ハ 誓約・同意書(様式第1-2-3号) ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 2 規則第4条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うものとする。
- 3 規則第4条に定める期日は、第4項に定める書類の提出に係る期日を除き、次の表の左欄に掲げる協力金の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日の通信日付印が押印されているものは有効とする。

協力金の区分	期日
第10期協力金 (その1)	令和4年4月18日
第10期協力金 (その2)	
第11期協力金	令和4年5月18日

- 4 規則第3条第3号に掲げる区分に係る申請施設について申請を行った者は、当該申請施設において事業を開始した日から起算して1月の間飲食提供営業又は休業を行ったことを証する書類及び要請に応じて営業時間の短縮等を行っていないときに係る営業時間を証する書類を、前項の表中、協力金の区分に応じて期日の欄に定める期日又は事業を開始した日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。
- 5 規則第8条第3項に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 相続人の代表者指定（変更）申出書（様式第2号）
 - 二 誓約・同意書（様式第3号）
 - 三 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 6 申請書類は返却しないものとする。

（協力金の支給）

第5条 知事は、予算の範囲内で、協力金を支給するものとする。

（支払）

第6条 知事は、協力金の支給を決定したときは、あらかじめ知事が指定した事業者を通じて、協力金を支払うものとする。但し、知事が必要と認めるときはその限りでない。

（協力金の支給の決定の通知）

第7条 規則第6条の協力金の支給の決定の通知は、事業者又は相続人への協力金の入金をもって行うものとする。

- 2 知事は、規則第6条に基づき協力金の不支給を決定したときは、理由を付して通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知は、大阪府行政オンラインシステムを利用して行うことができるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第4条の申請を行った者又は規則第8条の相続人が、規則第6条の協力金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、協力金申請取下書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による取下げの場合に準用する。

（届出義務）

第9条 規則第6条の規定による協力金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条に定める要件を満たしていないことが明らかとなったとき又は規則第8条第4項の規定により読み替えられた規則第6条の規定による協力金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条第1号へ(2)から(5)までのいずれかに該当していたことが明らかになったときは、協力金支給要件欠如届出書（様式第5号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出の場合に準用する。

（調査等）

第10条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、協力金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。